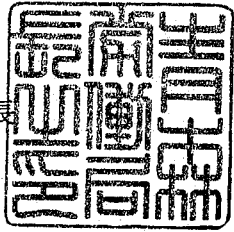


青 労 発 基 第 2 3 8 号  
平 成 1 7 年 1 1 月 1 0 日

各 機 関 ・ 団 体 の 長 殿

青 森 労 働 局 長



平成17年度産業別最低賃金改正に係る周知広報依頼について

初冬の候、皆様におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、青森県産業別最低賃金4業種（鉄鋼業・電気機械器具等製造業・各種商品小売業・自動車小売業）については、青森地方最低賃金審議会の答申により、平成17年12月21日から金額が改正されることになりました。

つきましては、地域の事業主、労働者及び関係者に広く周知するためのポスター及びリーフレットを作成しましたので、御多忙中誠に恐れ入りますが、ポスターの掲示等、最低賃金の周知に何分の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



# 青森県最低賃金 (平成17年10月1日発効)

時間額

# 608円

## 青森県産業別最低賃金

(平成17年12月21日発効)

**鉄鋼業** 時間額 726円

電気機械器具、  
情報通信機械器具、  
電子部品・デバイス  
製造業 時間額 669円

**各種商品小売業** 時間額 664円

**自動車小売業** 時間額 703円

※最低賃金に関するご相談・お問い合わせは  
**青森労働局 労働基準部 賃金室** Tel 017-734-4114  
又は最寄りの労働基準監督署まで (青森労働局HP <http://www.aomori.lab.go.jp/>)

# 青森県の最低賃金

最低賃金の件名	適用範囲
<b>青森県最低賃金</b> <b>時間額 608円</b> (平成17年10月1日発効)	産業や職種に関わりなく県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。 ただし、下記の産業別最低賃金が適用されるものは除きます。

最低賃金の件名	適用範囲	適用除外 (上記の青森県最低賃金が適用されます)
<b>鉄鋼業</b> <b>時間額 726円</b> (平成17年12月21日発効)	<b>鉄鋼業。</b> ただし、高炉による製鉄業及び表面処理鋼材製造業は除かれます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
<b>電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業</b> <b>時間額 669円</b> (平成17年12月21日発効)	<b>電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び電子部品・デバイス製造業。</b> ただし、電球・電気照明器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業及び医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)は除かれます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け、賄い、運搬又は警備の業務に主として従事する労働者 (4) 部分品・機器等の組立て又は加工業務のうち、小型電動工具又は手工具を用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取付け又は小型機器の簡易な操作に主として従事する労働者
<b>各種商品小売業</b> <b>時間額 664円</b> (平成17年12月21日発効)	<b>各種商品小売業</b> (衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所)。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後3ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
<b>自動車小売業</b> <b>時間額 703円</b> (平成17年12月21日発効)	<b>自動車(新車)小売業、中古自動車小売業、自動車部品・付属品小売業。</b> ただし、二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)は除かれます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後3ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け、洗車又は賄いの業務に主として従事する労働者

青森県産業別最低賃金

## 《最低賃金額の算定に含まれない賃金》

精皆勤手当/通勤手当/家族手当/臨時に支払われる賃金/1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当等)/時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

※ 最低賃金に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局 賃金室 (TEL 017-734-4114) 又は最寄りの労働基準監督署へ。

青森労働局のホームページ (<http://www.aomori.plb.go.jp/>) でもご覧いただけます。

この表を労働者の見やすい場所に掲示してください(最低賃金法第19条)

(平成17年11月)